

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示事項)

2025 年 11 月 1 日

株式会社 GENDA

株式会社メロ・ワークス

2025 年 11 月 1 日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条
に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚

神奈川県横浜市南区共進町三丁目 63 番地
株式会社メロ・ワークス
代表取締役 川口 範

株式会社 GENDA（以下「甲」といいます。）及び株式会社メロ・ワークス（以下「乙」といいます。）は、2025 年 9 月 25 日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を 2025 年 11 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 11 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

乙は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 10 月 10 日付で、乙の株主に対し、株式交換をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、甲にとって会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

甲は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 9 日付で、甲の株主に対し、株式交換をする旨並びに乙の商号及び住所を電子公告にて公告しました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

60 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 796 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に従い本株式交換に反対する旨を通知した甲の株主はいませんでした。

(2) 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 10 月 31 日付臨時株主総会決議により、本株式交換に係る株式交換契約の承認を得ております。

(3) 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時点における乙の株主（ただし、甲を除きます。）に対し、その所有する乙の株式 1 株に対して、甲の株式 25,744 の割合をもって新株発行による 1,544,640 株を割当交付いたしました。

(4) 本株式交換に伴う、甲の資本金及び準備金の額の変動は以下のとおりです。

i 資本金の額 : 0 円

ii 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従い、甲が別途定める額

iii 利益準備金の額 : 0 円

以 上